

薬局構造設備の概要

面積	薬局全体 ①+②+③ m <sup>2</sup> ①+②+③≥19.8m <sup>2</sup>		調剤室 ① m <sup>2</sup> (①のみ6.6m <sup>2</sup> 以上)		医薬品販売場所 兼待合所 ② m <sup>2</sup>	
	換気	1換気扇 2その他( )		1窓 2換気扇 3その他( )		
居住場所と不潔な場所その他の場所との区別	1扉・引戸 2壁 3窓 4その他( )		1扉・引戸 2壁 3窓 4その他( )			
防塵設備	床面	1板張り 2コンクリート 3その他( )		1板張り 2コンクリート 3その他( )		
	天井	1板張り 2コンクリート 3その他( )		1板張り 2コンクリート 3その他( )		
見通し	適 ・ 不適					
明るさ	ルクス (120ルクス以上)		ルクス (60ルクス以上)			
施錠設備 (毒薬貯蔵所)	有 ・ 無		有 ・ 無			
冷暗所 (電気冷蔵庫)	有 ・ 無		有 ・ 無			
給水設備	1水剤台 2手洗設備 3その他( )		1手洗設備 2その他( )			
熱源 (ガス・電気)	有 ・ 無		有 ・ 無			
調剤室への 進入防止措置	カウンター(スイング扉・チェーン)・その他( )					
貯蔵設備を 設ける区域	有(パーティション・線引き・柵・引出(鍵:有・無)・その他( ))・無					
調剤室の 閉鎖	※薬剤師不在時間がある場合 有(施錠・シャッター・パーティション・その他( ))・無					
薬局製造販売医薬品、 要指導医薬品又は 一般用医薬品の 閉鎖設備	有(鍵付・チェーン・カーテン・その他( ))・無 (薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する薬局で、 薬局製造販売医薬品、要指導医薬品又は一般用医薬品を販売しない 開店時間の有無:有・無)					
情報を 記す	薬局製造販売医薬品	有 ・ 無		要指導医薬品	有 ・ 無	
	要指導医薬品	有 ・ 無		第一類医薬品	有 ・ 無	
	陳列設備	有 ・ 無		有 ・ 無	有 ・ 無	
	陳列区画への 進入防止措置	1.2m以内の範囲に 進入防止措置 ・鍵付・その他( )		1.2m以内の範囲に 進入防止措置 ・鍵付・その他( )	1.2m以内の範囲に 進入防止措置 ・鍵付・その他( )	
陳列区画 の閉鎖設備	有 ・ 無 有の場合の方法 ( )		有 ・ 無 有の場合の方法 ( )	有 ・ 無 有の場合の方法 ( )		
情報 提供 設備 等	調剤室に近接する場所		有 ・ 無			
	薬局製造販売医薬品陳列区画内又は近接する場所		有 ・ 無			
	要指導医薬品陳列区画内又は近接する場所		有 ・ 無			
	第一類医薬品陳列区画内又は近接する場所		有 ・ 無			
	指定第二類医薬品	有 ・ 無 陳列の有無:有・無		(有の場合の陳列設備) 情報提供設備から7m以内 鍵付 1.2m以内の範囲に進入防止措置		
	要指導医薬品又は一般用 薬品情報提供設備の総数	箇所 (うち要指導医薬品 箇所、第一類医薬品 箇所、 一般用医薬品 箇所)				
放射性医薬品 の取扱い	有・無 ※有の場合は別途西宮市保健所と協議					
視覚、聴覚等 障害を有する 薬剤師又は 登録販売者に必要な設備	当該薬剤師又は登録販売者の有無(有・無) 設備の内容:					

①調剤に必要な設備及び器具

実地調査  
のチェック欄

イ 液量器	
ロ 温度計(100度)	
ハ 水浴	
ニ 調剤台( × × )cm	
ホ 軟膏板	
ヘ 乳鉢(散剤用のもの)及び乳棒	
ト はかり(感量10mg及び100mgのもの)	
チ ビーカー	
リ ふるい器	
ヌ へら(金属製のものと及び角製又はこれに類するもの)	
ル メスピペット	
ヲ メスフラスコ又はメスシリンダー	
ワ 薬匙(金属製のものと及び角製又はこれに類するもの)	
カ ロート	
ヨ 調剤に必要な書籍	
(イ)日本薬局方及びその解説に関するもの	
(ロ)薬事関係法規に関するもの	
(ハ)調剤技術等に関するもの	
(ニ)医薬品の添付文書に関するもの	

②薬局製剤製造業に係る試験検査  
に必要な設備及び器具

イ 顕微鏡、ルーベ又は粉末X線回折装置	
ロ 試験検査台( × × )cm	
ハ デシケーター	
★ニ はかり(感量1mgのもの)	
★ホ 薄層クロマトグラフ装置	
ヘ 比重計又は振動式密度計	
★ト pH計	
チ プンセンパーナー又はアルコールランプ	
★リ 崩壊度試験器	
ヌ 融点測定器	
ル 試験検査に必要な書籍	
(イ)薬局製剤業務指針	

厚生労働大臣の指定した (有・無)

検査機関との契約

(★印の設備及び器具について)

付属設備  
更衣室・便所・事務室・医薬品倉庫  
・検査室・その他

【無菌製剤処理について】

無菌製剤処理	1 行う	2 行わない
--------	------	--------

【無菌製剤処理を行うための設備について】（無菌製剤処理を行う場合に記載）

無菌製剤処理設備	1 調剤室とは別に部屋を設置		2 調剤室内に設置		
共同利用の有無	有 ・ 無	有る場合の時期	年 月 日 より ・ 未定		
部屋の面積	③ m <sup>2</sup>				
概要	前室の有無	有 ・ 無	前室の面積	m <sup>2</sup>	
	空気清浄度	IS014644-1のクラス7以上の設備		有 ・ 無	
	構造設備	無菌製剤処理に必要な器具・機材		有 ・ 無	
共同利用の相手先	番号	許可番号	薬局名	薬局所在地	管理者氏名
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				

【無菌製剤処理を行う場合に必要な設備を設置しない場合】

共同利用の時期	年 月 日 より ・ 未定				
無菌調剤室提供薬局	番号	許可番号	薬局名	薬局所在地	管理者氏名
	1				
	2				
	3				
	4				
	5				

●記載にあたっての留意事項

【無菌製剤処理を行うための設備について】

- 1 無菌製剤処理を行わない場合は、記載する必要はないこと。
- 2 無菌製剤処理を行うために調剤室とは別に部屋を設置する場合は、共同利用の有無にかかわらず、薬局全体の面積は①+②+③とすること。（前室は除く。）
- 3 無菌製剤処理を行い、必要な設備を設置しない場合は、【無菌製剤処理を行う場合に必要な設備を設置しない場合】欄に記載すること。
- 4 空気清浄度の記載は、共同利用を行う場合以外は記載の必要はないこと。
- 5 共同利用の相手先が5施設を超える場合は、別紙を添付することで差し支えないこと。

【無菌製剤処理を行う場合に必要な設備を設置しない場合】

共同利用の相手先が5施設を超える場合は、別紙を添付することで差し支えないこと。